

組織変更公告

当組合は、株式会社組織変更することにした。
組織変更後の商号は、株式会社南塚口センター
セブンとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年七月二十四日

兵庫県尼崎市南塚口町七丁目一番一四号

南塚口センターセブン協同組合

代表理事 品山 和也

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

山口県下関市大字綾羅木三四三三番地

合同会社ほたる

代表社員 三浦 蛭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千七百七十九万八千七百十八円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月四日

掲載頁 二頁

令和七年七月二十四日

東京都新宿区中里町二九番地三

株式会社穴熊

代表取締役 西村 成城

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万六千二百十四円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年五月一日

掲載頁 三頁

令和七年七月二十四日

宮崎市橘通西三丁目一〇番三二号八階

株式会社ATOMica

代表取締役 嶋田 瑞生

準備金の額の減少公告

当社は、さくら建築設計株式会社との令和七年六月三十日付け株式交換により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十四日

広島市東区牛田早稲田一丁目二番一三三〇

MSK株式会社

代表取締役 正木 繁康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十六億四千五百四十三万三千四百八十四円、資本準備金の額を九十億四千九百三十三万一千八百五十一円減少することにした。

株主総会の決議は、令和七年八月八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月一日

掲載頁 八十頁（号外第九十九号）

令和七年七月二十四日

岡山県玉野市田井六丁目九番一〇

株式会社パワーエックス

代表執行役 伊藤 正裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十四日

青森県三沢市松園町三丁目七番一八号

株式会社青建設計

代表取締役 相場 一宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一・

KANDA・SQUARE十六F

エムエスシーソフトウェア株式会社

代表取締役 今野 真生

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十四日

石川県能美市大浜町井八五番地二

ケイエムエーインベスト株式会社

代表取締役 瀬川 敦也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十四日

広島県呉市吉浦新町二丁目五番二二

二反田薬品工業株式会社

代表取締役 二反田健二朗

債権申出の公告（第三回）

当法人の清算人は、令和七年六月三十日、千葉地方裁判所佐倉支部により選任されたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十四日

千葉県白井市復字六七四番地

鳥見神社

東京都中央区銀座一丁目一三番四号大和銀座ビル二階トウエル法律事務所

清算人 弁護士 上松 真林

訂正公告

令和七年七月一日（号外第一五〇号）掲載の解散公告中、株主総会開催日「令和七年六月二十五日」とあるは、「令和七年六月二十七日」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六F

株式会社incric

代表清算人 大山 りか

正 誤

ページ

段 行

正 誤

令和七年五月三十日（号外第百十九号）公布農林水産省令第二十四号（漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

一七六ページ終りから一行目の次に次を加える。

「第六条・第七条（略）」

「第四改正後」

「第四改正前」

「終りから」

「第十二条第一項」を「第三十二条第

「第十二条第一項」を「第三十二条第

「第十二条第一項」を「第三十二条第

「第十二条第一項」を「第三十二条第

「第十二条第一項」を「第三十二条第

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正

正